

奈良県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥田 圭一	天理市長柄町五八四―二
〃	飯田 啓	〃 〃 八四七
〃	飯田 時夫	〃 〃 西長柄町二〇一―二
〃	森継 隆	〃 〃 三九九―二
〃	村田 充弘	〃 〃 長柄町七二〇
〃	森継 昭	〃 〃 六七七
監事	田中 一郎	〃 〃 西長柄町四八
〃	西田 智也	〃 〃 長柄町七一九
〃	橋本 芳實	〃 〃 四一三―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	本多 一昭	天理市長柄町二〇七
〃	辻岡 正晴	〃 〃 八一〇
〃	竹川 敏幸	〃 〃 西長柄町五八
〃	杉村 忠泰	〃 〃 長柄町六八三
〃	田淵 昇次	〃 〃 七四七
〃	永曾 匡	〃 〃 七三三
監事	田中 一郎	〃 〃 西長柄町四八
〃	西田 智也	〃 〃 長柄町七一九
〃	飯田 眞康	〃 〃 六一四